

はじめに

兵庫県南部地震（平成7年）、新潟県中越地震（平成16年）などでは、大規模に盛土を行った造成宅地で滑動崩落による被害が発生しました。
 このような被害を軽減するため、平成18年に宅地造成等規制法が改正され、国では、宅地耐震化推進事業を創設し、宅地の耐震化に取り組んでいます。
 これに伴い秦野市では、市内に分布する大規模盛土造成地の位置などの情報を市民の皆さまに提供し、防災意識を高めていただくことを目的として、「大規模盛土造成地マップ」を作成いたしました。

大規模盛土造成地とは

盛土造成地のうち次の要件に該当するものを「大規模盛土造成地」と呼びます。

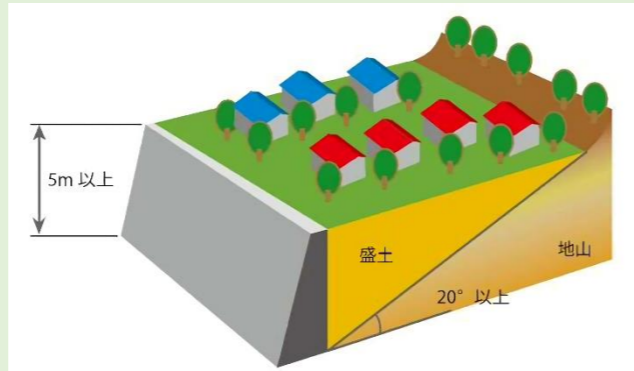
谷埋め型盛土

谷や沢を埋めた、面積が3,000㎡以上のもの



腹付け型盛土

傾斜地に盛土した、造成前の地盤の傾斜が20度以上で、かつ盛土の高さが5m以上のもの



(国土交通省のホームページより)

大規模盛土造成地マップとは

秦野市では、平成29年度に国のガイドラインに基づき、大規模盛土造成地の位置と規模の把握を目的とした調査を行いました。
 調査では、現在の地形図と宅地造成前の地形図等を電子化してコンピュータ上で重ね合わせ、標高が宅地造成前より高くなっている箇所のうち、一定規模以上のものを大規模盛土造成地として抽出し、おおむねの規模・位置・種類を地図上に分布図として表示しました。
 なお、今回の調査により表示した大規模盛土造成地は、地震時に必ずしも危険というわけではありません。

滑動崩落とは

地震発生時に、盛土全体または一部が宅地造成前の谷底付近や盛土内部をすべり面として斜面下部方向へ移動することです。

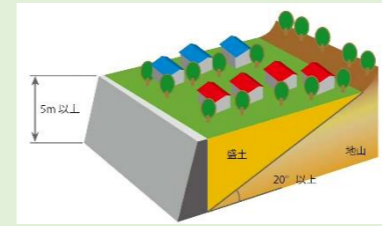
谷埋め型



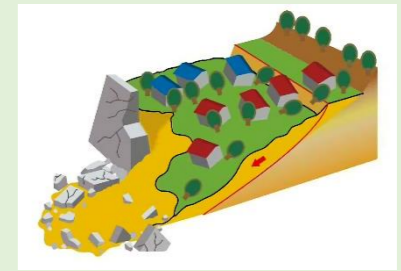
地震発生



腹付け型



地震発生



(国土交通省のホームページより)

大規模盛土造成地マップに関するQ&A

- Q 1 この大規模盛土造成地マップより詳しい地図はありますか。
 A 1 このマップは、縮尺1/40,000の地図ですが、開発建築指導課では、縮尺1/5,000の地図が閲覧できます。
- Q 2 宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、何か対策を講じなければなりませんか。
 A 2 このマップは危険な箇所を示したものではありませんので、大規模盛土造成地であることをもって対策が求められるものではありません。
- Q 3 宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、建物を建替える際に何か規制がかかりますか。
 A 3 このマップは、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を示したものであり、大規模盛土造成地に規制をかけるものではありません。

【宅地耐震化に関するホームページ】

宅地防災／国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>

【お問い合わせ先】

〒257-8501 秦野市桜町1-3-2 秦野市 都市部 開発建築指導課
 電話: 0463-83-5123 FAX: 0463-82-7410 URL: <http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/index.html>

詳しくは

秦野市
大規模盛土造成地マップ

- 凡 例
- 谷埋め型
 - 腹付け型
 - 行政界

松田町

伊勢原市

平塚市

大井町

中井町

1:40,000 (A3判)

1000 0 1000 2000 3000m

このマップは市内に分布する大規模盛土造成地のおおよその位置及び種類を示したものでマップに示されている位置が必ずしも危険というわけではありません。